

【国家戦略特別区域法】

漁業生産組合の設立等の要件緩和の特例について

- ✓ 国家戦略特区においては、漁業生産組合を漁業者3人以上で設立できます。
- ✓ この特例の活用により、以下のようなケースでも漁業生産組合が設立しやすくなります。
 - 生産力・販売力の強化に向け、個人漁業者数人で新たに法人を設立して漁業経営を行いたい
 - 少人数で養殖業などの漁業経営を行っている任意団体を法人化したい

＜漁業生産組合について＞

- 漁業生産を共同で行うことを目的として、漁業者により組織される組合法人です。
- 個人経営の場合と比べて、組合内での役割分担により、販売力の強化や多角化がしやすくなります。設備投資などに必要な融資も受けやすくなります。



特例活用の要件

- ① 国家戦略特別区域内に住所又は事業場を有する（こととなる）漁業生産組合であること
- ② 国家戦略特別区域会議が定めた区域計画が内閣総理大臣の認定を受けていること

平成27年9月
水産庁

国家戦略特別区域法における水産業協同組合法の特例の内容 (漁業生産組合の設立等に必要人数要件の緩和)

国家戦略特別区域内の漁業者の協業化を促進し、生産力や競争力の向上を図り、地域水産業の活性化に資するため、漁業生産組合の組合員の設立・維持要件を7人からを3人に緩和

通常の区域

組合の設立・維持要件：
組合員 **7人以上**
役員の要件：
理事 **3人以上**、監事 **2人以上**

国家戦略特別区域

組合の設立・維持要件：
組合員 **3人以上**
役員の要件：
理事 **1人以上**、監事 **1人以上**

漁業生産組合の設立まで(漁業者の手續)

※赤字は特例関係部分

漁業者 **3人以上** による発起

漁業者 **3人以上** が発起人となり、目論見書(組合の事業、組合の地区、組合員資格)を作成し、これを2週間以上公告の後、設立準備会を開催

設立準備会

設立準備会において、**3人以上** の定款作成委員を選任し、定款を作成し、これを2週間以上公告の後、創立総会を開催

創立総会

創立総会において、定款の承認、役員(理事 **1人以上**・監事 **1人以上**)の選任及び事業計画を議決

行政庁の認可

創立総会で議決した定款及び事業計画を都道府県に提出し、設立の認可を申請

組合設立

行政庁からの認可後、理事は発起人から事務を引き継ぎ、出資の払い込みをさせた後、法務局に設立の登記を行うことにより、組合が成立

※ このほか、漁業生産組合の設立・運営に関しては、都道府県に御相談下さい。